

# 大阪市指定給水装置工事事業者

## 各種届出等のご案内

### 指定事項の変更

#### 主任技術者選任・解任

◆各名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から**30日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10)を提出してください。

◆給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から**2週間以内**に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

### 【添付書類】

(表中○印が添付書類として必要です。)

届出の種類		定款の写し	登記簿謄本	住民票 又は外国人登録証明書	誓約書 (様式第2)	備考
商号変更	法人	○*	○*			※謄本・住民票は発行日から3ヶ月以内の <b>原本</b>  ※定款は直近の <b>コピー</b> (余白に <b>原本証明</b> と <b>代表者氏名・代表者印</b> )
	個人	廃止届を提出後、新たに新規で申請				
組織変更	法人	○*	○*		○	
	個人	○*	○*		○	
代表者変更 及び役員変更	法人		○*		○	
	個人	廃止届を提出後、新たに新規で申請				
事業所移転	法人	○*	○*			
	個人			○*		
給水装置工事主任技術者 選任・解任	法人					主任技術者免状の <b>コピー</b> (選任のみ)
	個人					

### 事業の廃止、休止又は再開の届出

#### 廃止

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者**休止届出書**」(様式第11)を提出してください。

#### 再開

- ◆ 廃止、休止……当該廃止、又は休止の日から**30日以内**
- ◆ 再開………当該再開の日から**10日以内**

〒559-8558

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル9階  
大阪市水道局工務部給水課

TEL : 06-6616-5480 FAX : 06-6616-5489

<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000038067.html>

●「廃止」の場合、「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。